

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 抱 条 項：第31条の23において準用する第5条第4項

処 分 の 概 要：許可証の再交付

原権者（委任先）：岐阜県公安委員会

法 令 の 定 め：

規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）

審 査 基 準：

標 準 处 理 期 間：14日

申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）

問 合 せ 先：申請先に同じ

備 考：